

内閣参質二〇四第二一号

令和三年三月五日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員塩村あやか君提出新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員塩村あやか君提出新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に関する質問に対する答

弁書

一及び二について

お尋ねの「ワクチン接種の対象となる外国人の範囲とその考え方」については、公衆衛生上の観点から、原則として、日本国内に居住する実態を有する者を新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「予防接種」という。）の対象とすることを検討しているところである。

また、御指摘の「基礎疾患を有する者に対するワクチンの優先接種」（以下「優先接種」という。）については、その対象となる基礎疾患を有する者がその旨を自己申告し、予診において確認することにより行うこととしており、お尋ねの「基礎疾患を有することを証明する書類を所持していない外国人」についても、こうした条件の下、優先接種の対象として扱われるものと考えている。

三について

御指摘の「過去の事例」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「仮放免中の外国人は、接種対象に含まれるのか」とのお尋ねについては現在検討中であるため、現時点でお答えすることは

困難である。

四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、一及び二についてでお答えしたとおり、日本国内に居住する実態を有する者を予防接種の対象とすることを検討しているところであり、日本国内に居住する実態を有しない者は予防接種の対象とならないものと考えている。